

物価高騰対応重点支援給付金 (7万円/1世帯) のご案内

- 「物価高騰対応重点支援給付金 **(1世帯当たり7万円)**」は、住民税非課税世帯（均等割）や予期せず収入が減少したために住民税非課税世帯に相当する状況となった世帯を支援する給付金です。
- 「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯当たり3万円）」を受給した世帯であっても、この給付金の要件を満たす場合はあらためて給付対象となります。

給付の額

1世帯当たり**7万円**
※給付は1回限りです。

給付の時期

給付には1か月程度かかる見込みです。
※給付日は振込通知書（はがき）で別途お知らせします。

給付対象と申請の有無

給付対象となる世帯（次の①・②のいずれかに当てはまる世帯）

① 世帯全員の令和5年度
住民税（均等割）が非課税であり、
3万円の給付金を受給した世帯

② ・世帯全員の令和5年度
住民税（均等割）が非課税であるが、
3万円の給付金を受給しなかった世帯
・予期せず収入が減少し、
住民税非課税相当の収入となった世帯

※①②ともに、世帯員全員が住民税均等割が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は、対象外となります。

申請が不要です

彦根市からお知らせ文が届きます

口座変更等がない場合、
振込予定日は2月末を予定しています。

- 口座変更等がある場合、手続きが必要です。手続き後、1か月程度で振込予定です
- 令和5年12月1日時点で、彦根市に住民登録のある世帯が対象です。

詳しくは裏面「①」へ

申請が必要です

申請期間：令和6年1月31日（水）
～令和6年3月8日（金）

- 申請書配布先：彦根市社会福祉課
※市ホームページからもダウンロードできます。
- 申請時点で彦根市に住民登録のある世帯が対象です。

詳しくは裏面「②」へ

詳細は、市ホームページでご確認いただけます。➡



給付の手続

① 世帯全員の令和5年度住民税（均等割）が非課税であり、3万円の給付金を受給された世帯

- お知らせ文に書かれている内容を確認してください。
- 口座変更や辞退を希望しない場合、**申請は不要**です。
- 口座変更や辞退を希望する場合のみ、同封の書類に必要事項を記入し、令和6年2月9日（金）までに提出（郵送）してください。

② ・世帯全員の令和5年度住民税（均等割）が非課税であるが、3万円の給付金を受給しなかった世帯 ・予期せず収入が減少し、住民税非課税相当※の収入となった世帯

※住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの収入見込額または所得見込額（申請月直近の3箇月間の収入または所得）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（例）住民税非課税となる給与収入の目安 …単身の場合：77,500円以下（1か月当たり）

- 口座情報や要件に該当するかを確認するために、**申請が必要**です。
- 申請書等に必要事項を記入し、添付書類とともに令和6年3月8日（金）までに提出（郵送）してください。

予期せぬ収入減少でない申請をした場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

申請書等の提出先

〒522-0041 彦根市平田町670番地 彦根市社会福祉課



物価高騰対応重点支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

ひこねし
彦根市コールセンター

「物価高騰対応重点支援給付金」担当



0120-784-777

受付時間 平日9:00~17:00